

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

三重地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年9月29日、三重県四日市市の四日市つばめ交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、三重地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者

法人名：四日市つばめ交通株式会社
住 所：三重県四日市市富士町7番1号

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.05kmまで 650円	1.2kmまで 590円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	232mまで 100円	222mまで 80円

（※1）三重地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）
三重県14市15町のうち、南牟婁郡紀宝町を除く14市14町の地域

（※2）三重地区 事業者数及び車両数（令和4年9月29日現在）
事業者数：46者
車 両 数：1, 134両 ※7割以上=794両

※令和4年12月22日まで掲載していた「（※2）車両数」の記載に誤りがありましたので同日修正いたしました。

